

2020年度東区うまいもの発掘・創出事業業務委託 仕様書（案）

1 業務主旨

（1）業務目的

人口減少地域である東区のこれからの地域づくりのため、産学官連携による東区の特徴を活かした特産品の発掘・創出を行い、事業を通じて特産品に対する開発意欲の惹起や、市内外から注目を集めることで地域の活性化を図ることを目的とする。

（2）業務対象地域

業務対象地域は、岡山市東区とする。

（3）期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

（4）担当課

岡山市東区役所総務・地域振興課

2 業務内容

（1）高校、大学との協働による商品開発支援

東区の特産品となる商品開発を行う東区管内の高校、大学を募集し、商品開発の支援を行うこと。

商品開発募集を要請する高校、大学は、「西大寺高校」「学芸館高校」「瀬戸高校」「瀬戸南高校」「環太平洋大学」を想定しており、市と協議の上決定すること。募集の要請には、可能な限り市職員が同行することを想定している。

高校、大学と協力し商品開発のセミナーやワークショップを行うこと。その際に商品開発のアイデアに資する専門家や事業者による支援を行うこと。セミナーやワークショップの進め方、回数などについては、提案者の企画のとおりとする。

高校、大学と協力し商品開発に意欲を示す事業者とのマッチングを行うこと。

高校、大学の商品開発に必要な経費については、各校10万円までを上限として支援を行うこと。

(2) 開発商品もしくはアイデア発表の支援

開発商品もしくはアイデアについて発表会を開催運営すること。発表会会場ではプロジェクター、スクリーン等を用意し各高校、大学がスライド等を用いて発表する支援を行うこと。発表会にはメディア及び商品開発事業者など発表する商品の関係者を招くこと。発表会会場、一般参加者の有無については提案者の企画のとおりとする。

(3) 販路開拓支援

協働により開発された特産品の販路に関する支援を各校におこなうこと。提案者独自販路の提案があれば行うこと。期間内に商品が開発されない場合は、販売業者とのマッチング、販路開拓の専門家によるアドバイスでも可とする。

(4) プレスリリース、メディア戦略の支援

当該事業について効果的な広報となるように、プロセスごとにプレスリリースの支援及び提案者独自の広報を行うこと。

3 費用負担

- ・セミナーやワークショップ、発表会の会場について岡山市の公共施設を使用する場合は岡山市の費用負担とする。ただし減免できない施設は受託者の費用負担とする。
- ・その他業務に必要な経費は、本業務委託概要に記載にないものであっても原則として受託者の負担とする。※交通費や電話代等を含む。

4 事業スケジュール（予定）

令和2年4月下旬	高校、大学への協力開始
令和2年5月～11月	各校でのワークショップ、セミナー開催
令和3年1月～2月	発表会の開催
令和3年3月	販路開拓支援
令和3年3月31日	委託業務終了
	進行に応じて市と協議するものとする

5 委託成果品

(1) 事業報告

以下の内容をまとめた事業報告をすること。

- ・各ワークショップ、セミナーの概要報告（文章・写真）
- ・使用した資料

(2) 成果品の提出時期と支払いについて

上記(1)事業報告については、令和3年3月31日(水)までに成果品として納品することとする。岡山市の定める委託完了通知書を提出し、岡山市の実施する検査への合格をもって本事業を完了したものとし、契約額を支払うものとする。

(3) 成果品の帰属

成果品の帰属、著作権については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

ア 本事業で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

イ 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

ウ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(4) 納品形式・数量等

事業報告はA4判と電子資料としてCD-Rで提出すること。

6 本業務の基本的事項

(1) 法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

ア 岡山市契約規則

イ 岡山市個人情報保護条例

ウ その他の関係法令

(2) 秘密の保持

- ア 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。
- イ 受託者は、業務の遂行にあたっては、「岡山市個人情報保護条例」及び「岡山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- ウ 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

(3) 貸与資料

- ア 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に貸与するものとする。
- イ 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄するなど岡山市の指示に従った処置を行うこと。

(4) 協議

- ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。
- イ 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による工期は別に定めるものとする。
- ウ 業務責任者及びその他の従業者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者がいるときは、受託者に対して、その理由を明確にし、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

(5) 作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

(6) 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値

するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

(8) その他

ア 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後、速やかに打ち合わせ記録を作成・提出し岡山市の承認を得ること。

イ 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し確認を行うことができることとする。

ウ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。

エ 業務責任者は、岡山市からの変更要望または岡山市の承認がない限り、変更できないこととする。